

1 全般について

Q 1 災証明書の添付は必要か。

A 1 原則的に写しの添付を要します。

Q 2 放射線関連で自主避難してきた方は対象となるか。

A 2 自主避難者については対象となりません。

Q 3 他の市町村から転居し新築する場合、対象となるか。対象となる場合、転居前後の市町村どちらに補助金申請するのか。

A 3 被災者であれば対象となります。補助金申請は転居（予定）後の市町村に申請することになります。

Q 4 他県から転居し新築する場合、対象となるか。

A 4 被災者で、住宅を滅失等した方であれば対象となります。

Q 5 中古住宅（既存住宅）を購入した場合は、バリアフリー対応や県産材使用の要件に合致している住宅は補助対象としてよいか。また、合致していない場合は該当するように改修すれば対象となるか。

A 5 中古住宅でもバリアフリー対応や県産材使用の要件に合致している場合は対象となります。合致していない場合でその後合致するよう改修しようとする場合については対象となりません。

Q 6 遡及適用とのことだが、市町村要綱の施行後でも着工前に補助金交付申請をする必要はないのか。

A 6 適正な事業執行を図るため、市町村要綱施行後に着工するものについては、原則着工前の補助金交付申請を要することとしています。ただし、制度や事業施行を知らなかったなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

Q 7 収入（所得）や地震保険の加入の有無などの要件はあるのか。

A 7 ありません。

Q 8 共同住宅や長屋、借家も補助対象となるか。貸主が行う建設は補助対象か。

A 8 基本的に、共同住宅や長屋、借家は補助対象となりません。貸主が行う建設についても対象外です。

Q 9 店舗併用住宅は対象となるか。

A 9 対象となりますが、住宅部分のみが対象となりますので、バリアフリー対応工事は当該住宅部分の床面積、県産材使用工事は当該住宅部分の使用量を明確に分ける必要があります。

Q 10 被災者住宅再建支援事業（被災者生活再建支援制度の上乗せ支援金制度）との併用は可能か。

A 10 可能です。

Q 11 被災者が関東に在住しており、今後岩手県に戻ってくる予定である。住宅を新築して当面は年間1ヶ月程度県内に居住予定である。補助対象となるか。

A 11 「県内に自ら居住するために行う住宅の新築」が要件となります。判断の例としては、住民票がある場合や年間半年以上居住する場合が考えられます。なお、将来的に転居予定の場合は、転居時に補助申請することも考えられます。

Q 12 国の事業である地域型住宅ブランド化事業、木のいえ整備促進事業の、長期優良住宅100万円、地域材利用20万円補助事業との併用はできるか。

生活再建住宅支援事業（復興住宅新築） Q & A

A12 長期優良住宅 100 万円との併用は可能ですが、地域材利用 20 万円と本事業の県産材使用との併用はできません。

Q13 アパート（賃貸住宅）で被災した方が新築する場合は対象となるか。

A13 当該アパートが滅失等した場合は対象となります。

Q14 国交省の補助事業である「住宅にゼロ・エネルギー化推進事業」との併用は可能か。

A14 当該事業は、一定の省エネ基準を満たす住宅についての補助であり、本事業はバリアフリーと県産材使用に係る補助で目的及び対象が異なることから併用可能です。

2 バリアフリー対応について

Q15 添付書類の中に「住宅性能評価書等」とあり、評価書又は証明書とあるが、評価書と証明書の違いはなにか。

A15 評価書とは、登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）において実施する、必須評価項目（9 項目）を含む高齢者等配慮対策等級 3 の評価を受けた評価書をいい、日本住宅性能表示基準（住宅性能表示制度）に基づくものです。

一方、証明書とは、評価機関において実施する、高齢者等配慮対策等級 3 のみに係る評価を受けた証明書（いわゆる任意の評価の証明）をいいます。

Q16 証明書発行は評価機関であればどこでもできるのか。

A16 証明書発行については、県内に事務所を置く評価機関である、(財)岩手県建築住宅センター及び日本 ERI（株）で発行可能となっています。

Q17 性能評価に係る手数料は申請者の負担となるのか。

A17 申請者の自己負担となります。

3 県産材使用について

Q18 県産材をいくら以上使用する場合が対象となるか。

A18 県産材を 10 m³以上使用するものが対象となります。

Q19 県産材とは、県内で伐採された木材を使用したものか、県内で加工した木材のことか。

A19 県内で伐採された木材です。